

武蔵村山市重症心身障害児（者）等 在宅レスパイト・就労等支援事業のご案内

概要

在宅生活を送っている医療的ケアの必要な重症心身障害児（者）等に対し、武蔵村山市と委託契約をした訪問看護事業所の看護師又は准看護師がご自宅へ出向き、一定時間、家族の代わりに医療的ケアを伴う見守りを行うことで、家族の一時休息（レスパイト）及び就労等の支援を図ります。

なお、家族が就労活動のために、ハローワークへ行ったり、採用面接を受けたり、あるいは、自宅でテレワークなどをされたりといった、就労を目的としてご利用いただくことも可能です。どうぞご利用ください。

- (1) 訪問時間数は年間 144 時間が上限です。

※年度途中で登録決定された場合、決定月から残りの月数を数え、その残月×144 時間÷12 月が利用可能時間数
(例えば、7月決定の場合…9か月×144 時間÷12 月=108 時間)

- (2) 1 回につき、2 時間から 4 時間まで 30 分単位で利用できます。

対象者

次のいずれにも該当するかたを介護する家族等

- (1) 市内に住所を有し、家族等による介護を受け在宅で生活しているかた
- (2) 医療的ケアを必要とし、主治医の指示のもと、現に訪問看護を利用しているかた
- (3) 次のいずれかに該当するかた

ア 重症心身障害児（者）

イ 重症心身障害児に該当しない 18 歳未満の障害児

※重症心身障害児（者）等とは、身体障害者手帳 1 級又は 2 級（自ら歩行することができない程度の肢体不自由に限る。）に該当し、かつ、愛の手帳 1・2 度に該当するかたであって、18 歳に達する前にその状態になったかたをいいます。

利用者負担額

障害児（者）の属する世帯の収入状況	利用者負担額単価（1 回当たりの時間数）				
	2 時間	2 時間 30 分	3 時間	3 時間 30 分	4 時間
生活保護受給世帯 市民税非課税世帯	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
障害児（18 歳未満）の属する市町村民税所得割額が 28 万円未満の世帯	180 円	220 円	270 円	310 円	360 円
障害者（18 歳以上）の属する市町村民税所得割額が 16 万円未満の世帯	370 円	460 円	550 円	640 円	740 円
上記以外の世帯	1,500 円	1,880 円	2,200 円	2,630 円	3,000 円

備考 障害児（者）の属する世帯の収入状況の範囲は、障害児（18 歳未満）の場合、障害児及びその児と同一世帯に属する者の合算とし、障害者（18 歳以上）の場合はその者及びその配偶者の合算とする。

*サービス利用までの流れについては、裏面をご覧ください。

サービス利用までの流れ

利用相談

- ・利用者に該当しているか確認してください。
 - ・医療保険で利用中の訪問看護事業所に、在宅レスパイト・就労等支援事業の対応可否について確認してください。
 - ・市から主治医に対し、「重症心身障害児（者）等在宅レスパイト・就労等支援事業医師指示書」の作成を依頼しますので、主治医の属する医療機関名をお知らせください。
- *指示書作成手数料が下表の助成限度額を超える場合は、差額を医療機関にお支払いください。

障害児（者）の属する世帯の収入状況	指示書作成手数料 助成限度額
生活保護受給世帯	3,000円
市民税非課税世帯	
障害児（18歳未満）の属する市町村民税所得割額が28万円未満の世帯	2,970円
障害者（18歳以上）の属する市町村民税所得割額が16万円未満の世帯	2,930円
上記以外の世帯	2,700円

備考 障害児（者）の属する世帯の収入状況の範囲は、障害児（18歳未満）の場合、障害児及びその見と同一世帯に属する者の合算とし、障害者（18歳以上）の場合はその者及びその配偶者の合算とする。

利用できる事業所

- ・安全にサービスを提供するため、利用できる事業所は、現在、障害児（者）に訪問看護を提供している事業所であって、市と事業の契約を締結した事業所のみとなります。

※契約締結事業所

- ① 訪問看護ステーションゆいまーる（武蔵村山市榎3-51-2 サウスウインド1F）
- ② セントケア訪問看護ステーション立川（立川市柴崎町2-7-6 さかえビル3階301）
- ③ 訪問看護ステーション・青い空（東大和市仲原3-14-13）
- ④ 訪問看護ステーションはればれ（羽村市栄町2-19-9）
- ⑤ 訪問看護ステーションてのひら（東村山市富士見町5-9-60）
- ⑥ あるもに訪問看護リハビリステーション（立川市柏町4-45-6 トラインコート1階）

申請に必要な書類

- ・身体障害者手帳及び愛の手帳
- ・重症心身障害児（者）等在宅レスパイト・就労等支援事業利用登録申請書

利用登録

- ・市は申請書を確認し、利用者に対して利用登録決定通知書を送付します。
- ・市と契約している訪問看護事業所に、医師指示書の内容及び利用者負担額等の利用に係る情報を提供します。

サービス利用

- ・利用登録決定通知書を訪問看護事業所に提示し、サービスの提供依頼をします。
- ・利用者負担額が生じる場合には、訪問看護事業所に直接お支払いください。

<問合せ先> 〒208-8502

武蔵村山市学園四丁目5番地の1 市民総合センター1階

武蔵村山市 障害福祉課 手当助成係

電話 042-590-1185 FAX 042-562-3966